

議案第 8 2 号

清水町児童館設置条例を廃止する条例の制定について

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 4 日提出

清水町長 阿 部 一 男

清水町児童館設置条例を廃止する条例

清水町児童館設置条例（昭和 56 年清水町条例第 14 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。